

## 「農林水産省知的財産戦略検討会」開催要領

### 第1 趣旨

経済・社会のグローバル化・デジタル化が著しく進展する中、我が国の農林水産業・食品産業が高い競争力を発揮していくためには、植物の新品種、技術開発の成果、デザイン（意匠）、ネーミング（商標）、現場の技術やノウハウ、地域ブランドや食文化といった知的財産を戦略的に保護・活用し、「稼ぎ」を上げていくとともに、「稼ぎ」の源泉たる新たな知的財産を創出していく「知財サイクル」が一段と重要である。

「農林水産省知的財産戦略」は、知的財産の積極的な活用による「攻めの農林水産業」を展開するため、農林水産省の知的財産に関する総合的な戦略として、平成19年3月に初めて策定された。以後その時々の経済・社会情勢や政策課題を踏まえた形にすることを目的に、約5年に1回見直し、公表してきた。現行の「農林水産省知的財産戦略2025」は、グローバル時代における我が国農林水産業・食品産業の国際競争力の強化に向け、知的財産の創出・保護・活用や、知財人材の不足等の新たな課題に対応するべく策定された。

令和6年5月には食料・農業・農村基本法が改正され、知的財産の保護・活用の推進が初めて明記されたことを受け、令和7年4月に改訂した食料・農業・農村基本計画においてその展開方向が位置付けられるところである。この方向に即し、今後5年の農林水産省の知財戦略の具体的な方向性を示すため、学識経験者、食品事業者、研究機関、弁護士、弁理士、行政書士等から成る「農林水産省知的財産戦略検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、幅広い観点から現行の取組を検証するとともに、新たな戦略に盛り込むべき事項について総合的な検討を行うものとする。

### 第2 構成

- 1 検討会は、別紙に掲げる委員により構成する。なお、委員の出席が困難な場合は、代理出席を認めることができる。
- 2 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明及び意見の聴取を行うことができる。

### 第3 座長

- 1 検討会には、座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選により選任し、座長代理は、委員の中から座長が指名する。
- 3 座長は、検討会の運営に関する事務を掌理する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長が不在の場合には、その職務を代理する。

### 第4 運営

- 1 検討会の配付資料は、検討会終了後、農林水産省のホームページにより公表する。
- 2 検討会の議事概要は、検討会終了後、委員の了承を得た上で、農林水産省のホームページにより公表する。

### 第5 事務局

検討会に関する庶務は、輸出・国際局知的財産課において行う。

(別紙)

「農林水産省知的財産戦略検討会」委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属・役職
井手 任	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 理事 (研究推進Ⅳ、知財・国際標準化担当)
岩村 有広	一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
大野 栄子	愛知県農業総合試験場 普及戦略部戦略統括室長補佐
小栗 史也	アクセンチュア株式会社 プリンシパルディレクター
杉山 隆之	一般社団法人全国農業協同組合中央会 農政部長
関根 真樹	BASF ジャパン株式会社 アグロソリューション事業部 シニアマネージャー
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
丸山 修	LTV特許事務所 弁理士
丸山 達也	行政書士法人 kirpi 行政書士
渡部 俊也	国立大学法人東京科学大学 副学長